

第7回 議会改革特別委員会の概要

○開催日時:平成26年4月2日(水)午後1時30分～午後4時8分

○開催場所:市庁舎5階 第1委員会室

○出席委員:小川正人(委員長)、山谷清(副委員長)、澁谷政義、
管野恭子、佐久間儀郎、山田裕一

○傍聴者:水落孝子議員

1. 条例素案策定④

◆白石市議会基本条例にどのような事を盛り込むのか、その理由や盛り込む際に課題となることを話し合いながら、盛り込むべき項目を検討しました。

⑫予算・決算に係る説明資料の作成

・予算及び決算の審議にあたっては、議会が市長に対して分かりやすい施策別又は、事業別の説明を求めることを規定する。

⑬市長提案政策等の詳細説明

・市長が提案する計画、政策、施策、事業等について、議会は市長に対して次の事項の説明を求めることを規定する。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (4) 市総合計画との関連性、整合性
- (5) 関係する法令及び条例等
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたる政策等の効果及びコスト

⑭自治法第96条第2項の議決事項

・地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事項については、市民の福祉向上と市の発展のため拡大することを規定する。

・市の基本構想及び総合計画以外の重要な計画等を議決事項とするかは、今後全議員による検討や研修会等で検討していく。

⑮予算の確保

・議会は、議事機関としての機能確保と円滑な議会運営実現のために必要な議会費を確保することに努めるよう規定する。

⑯自由討議

- ・自由討議をどのように用いていくかについて、今後全議員での検討や研修会で研究していく。(自由討議を重視した運営あるいは自由討議を中心に運営とするか)
- ・合意形成を図るために自由討議を用いるのか、賛否の判断材料とするために自由討議を用いるのか、今後全議員での検討や研修会で研究していく。
- ・自由討議に関する運用を条例制定までに策定する。

⑰政務活動費の公表

- ・政務活動費の交付に関する条例に基づく適正な執行を規定する。
- ・ホームページ等を活用して、政務活動費の収支報告書の公開を検討する。

⑱専門的知見の活用

- ・重要課題に対応する場合に、地方自治法第100条の2の規定により、大学等研究機関との連携や専門的知識を有する者などを活用することを規定する。

⑲参考人制度、公聴会制度の活用

- ・本会議、委員会等の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を活用することを規定する。

※この続きは、次回の委員会で検討します。

3. その他

条例案を検討するにあたり、市民参加の方法を検討した結果、次の方法で行うことに決まりました。

①市民委員との条例案の作成

→各種団体から推薦された3名の市民委員に会議に参加いただき、条例案作成にあたって様々な意見をもらう。

②市民フォーラムの開催

→条例案ができた後に、専門家との条例検討会を開催して、市民にも参加いただく。

市民と意見を交わしながら、議会基本条例についての知識を共有する。

◆次回は、平成26年4月11日(金)午前10時から開催(予定)することになりました。